

令和 8 年 9 月に公布した条例

条例番号	条例名	制定改廃等の理由及び概要	所管課名
第 2 0 号	伊勢崎市印鑑条例の一部を改正する条例	【理由】 出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律による出入国管理及び難民認定法等の一部改正及び印鑑登録の制限を見直すことに伴い改正の必要を認め、併せて条文の整備を図るもの 【概要】 (1) 特定在留カード又は特定特別永住者証明書を利用した印鑑登録証明書の交付申請の手続を定めるもの (2) 非漢字圏の外国人住民の定義規定を定めるもの (3) その他条文の整備を図るもの	市民課
第 2 1 号	伊勢崎市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例	【理由】 地方自治法施行規則の一部を改正する省令による地方自治法施行規則の一部改正に伴い改正の必要を認め、併せて条文の整備を図るもの 【概要】 (1) 引用する条ずれを改めるもの (2) その他条文の整備を図るもの	行政課
第 2 2 号	伊勢崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	【理由】 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則、児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令及び児童福祉施設の設備及び運	こども保育課

		営に関する基準等の一部を改正する内閣府令による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い改正の必要を認め、併せて条文の整備を図るもの 【概要】 (1) 第1条関係（伊勢崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正） ア 家庭的保育事業者等による児童対象性暴力等の防止に関する規定を定めるもの イ 満3歳以上限定小規模保育事業に関する基準を定めるもの ウ 小規模保育事業所A型等における保育士の算定について、理学療法士等についても1人に限り保育士とみなすことができる規定を加えるもの エ 規定の整備を図るもの オ その他条文の整備を図るもの (2) 第2条関係（伊勢崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年伊勢崎市条例第25号）の一部改正） 小規模保育事業所A型等における満3歳以上満4歳未満の児童に係る保育士又は保育従事者の配置基準について、経過措置の適用期限を当分の間から令和10年3月31日までに改めるもの	
第23号	伊勢崎市特定教育・保育施設及び	【理由】 児童福祉法等の一部を改正する法律の一	こども保育課

	特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い改正の必要を認め、併せて条文の整備を図るもの 【概要】 (1) 満3歳以上限定小規模保育事業に関する基準を定めるもの (2) 規定の整備を図るもの (3) その他条文の整備を図るもの	
第24号	伊勢崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	【理由】 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則による乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの 【概要】 乳児等通園支援事業者による児童対象性暴力等の防止に関する規定を定めるもの	こども保育課
第25号	伊勢崎市福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	【理由】 出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律による出入国管理及び難民認定法等の一部改正及び受給資格認定に関する情報の提供方法の見直しに伴い改正の必要を認め、併せて条文の整備を図るもの 【概要】 (1) 在留カード等と個人番号カードを一体化した特定在留カード等の運用の開始に伴う規定の整備を図るもの	年金医療課

		(2) 受給資格認定に関する情報をオンラインで提供することができない場合における当該情報の提供方法に関する規定を加えるもの (3) その他条文の整備を図るもの	
第 26 号	伊勢崎市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	【理由】 地方自治法の一部を改正する法律による地方自治法の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの 【概要】 引用する条ずれを改めるもの	上下水道局総務課
第 27 号	伊勢崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	【理由】 地方自治法の一部を改正する法律による地方自治法の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの 【概要】 引用する条ずれを改めるもの	経営企画部総務課